

(三) 一時金支給状況

(四) 休暇制度(週休制の形態、年間休日数、年次有給休暇及びその他の有給休暇制度)

(五) 育児休業制度(就業規則の定めの有無、利用実績及び利用期間、職場復帰人数、その他の育児関連制度及び対象期間)

(六) 子ども看護休暇制度(就業規則の定めの有無、利用可能日数、利用実績)

(七) 介護休業制度(就業規則の定めの有無、利用実績、その他の介護関連制度)

(八) 介護休暇制度(就業規則の定めの有無、利用可能日数、利用実績)

(九) 育児・介護休業者の代替要員について

(十) 病気休職・病気休業制度(就業規則の定めの有無、利用実績)

(十一) 働き方改革(認知度、必要性、取組状況、取組検討テーマ及びその問題点、必要な行政支援)

2 報告を求める基準となる期日は、平成二十九年十二月三十一日とする。

四 報告を求める者

県内に所在する民営の事業所のうち産業分類別に無作為抽出した千事業所とする。

五 報告を求めるために用いる方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

六 報告を求める期間

平成二十九年十二月十五日から平成三十年一月十九日までとする。

青森県告示第八百六十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森市

二 測量の種類

公共測量(空中写真撮影)

三 測量の期間

平成二十九年四月二十四日から同年十一月三十日まで

四 測量の地域

青森市

青森県告示第八百六十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の八第二項の規定により、次のとおり同法第十八条の二第一項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第七十七条の三十五の八第四項の規定により公示する。

平成二十九年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	区分	名称	住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	変更年月日
株式会社 建築構造 センター			東京都新宿区新宿 一丁目八の一	(本社)東京都新宿区新宿一丁目八の一 大橋御苑ビル六階 (東北事務所)宮城県仙台市青葉区本町二丁目一〇の二八 カメイ仙台ゲリンシティ三階 (福島事務所)福島県郡山市中町一〇の五 やまのいビル一〇〇三号室 (埼玉事務所)埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二の三 さいたま浦和ビルディング三階 (千葉事務所)千葉県船橋市葛飾町二丁目四〇二の三 丸庄ビル一階 (神奈川県事務所)神奈川県横浜市西区北幸二丁目八階 (長野事務所)長野県長野市南町一〇八二 K	平成二十九年十二月二十八日

沖縄県建設会館四階

青森県告示第八百六十六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十四年二月五日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名
むつ市横迎町二丁目一六の二
大澤 忍

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十九年十二月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ツル多はげます会
- 三 代表者の氏名
須郷 貞次郎
- 四 主たる事務所の所在地
北津軽郡鶴田町大字境字鶴住三三五の一

五 定款に記載された目的

この法人は、はげをポジティブにとらえ、心から楽しみ、はげを通じて、世の中を明るく照らす平和の活動を展開するとともに、はげを通じた活動を行うことで、高齢者等が生き生きとした地域環境の中で安心して暮らし、県民の健康増進及び地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十三条第三項の規定により公告する。

平成二十九年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
弘前市大字青女子字有原四〇七	畑	五二

二 利用権の内容

三 利用権の始期及び存続期間

利用権の始期	存続期間
平成三〇年二月一日	五年

四 借賃に相当する補償金の額

二百六十円

五 補償金の支払の方法

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報
 昭和五年十月に弘前市大字青女子字桂川二七下山孫太郎が死亡した後、その所有者が確知できない状態となっている。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 緑翔庭園
- 二 氏名 工藤修
- 三 主たる営業所の所在地 青森市新田二丁目二四の二〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第一〇〇八四二号
- 五 取消年月日 平成二十九年十一月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十九年九月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社東青設備工業
- 二 代表者の氏名 亀田繁雄
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡平内町大字小湊字下槻一五の八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二四）第一〇八八〇号
- 五 取消年月日 平成二十九年十一月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業、造園工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年三月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社地下テクノ
- 二 代表者の氏名 長見親義
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字銀字杉田一一四の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二四）第二〇〇一三八号
- 五 取消年月日 平成二十九年十一月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十九年十一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 青森オリオン販売株式会社

二 代表者の氏名 野月和子

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字洞内字樋口七八の二九九

四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第一一三〇〇号

五 取消年月日 平成二十九年十一月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、管工事業及び機械器具設置工事業に係る一般建設業の

許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年九月三十日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社太田建築設備

二 代表者の氏名 中道政利

三 主たる営業所の所在地 むつ市大曲三丁目一の一〇
四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第六五八五号
五 取消年月日 平成二十九年十一月十七日
六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となった事実
平成二十九年十月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭